

# 一般社団法人彦根薬剤師会会員規定

## (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人彦根薬剤師会(以下「本会」という。)の会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (入会申込書)

第2条 定款第6条第1項に規定する入会申込書は、様式1号のとおりとする。

## (変更届)

第3条 会員は、前条の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、会長にその旨を届けなければならない。変更を届け出た事項に変更が生じた場合も同様とする。

## (退会届)

第4条 定款第8条に規定する退会届は、様式第2号のとおりとする。

## (会員資格喪失の通知)

第5条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときには、会長は該当会員に会員資格の喪失を通知するものとする。

## (改廃)

第6条 この規定の改廃は、総会の決議により行う。

## (再入会)

第7条 定款第8条、第9条又は第10条の規定により会員資格を喪失した者が、再入会を希望する場合には、改めて入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

## 第8条

2 会員の資格を喪失した者に未納の会費がある場合には、該当未納分を支払わない限り再入会は認めないものとする。

3 会員資格の喪失が除名による場合には、5年間は再入会を認めないものとする。

(会員名簿)

第9条 会長は会員の種類毎に会員名簿を作成し、事務所に備え置くものとする。

(個人情報の取り扱い)

第10条 本申込書にていただいた個人情報は、個人情報保護法に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

(補則)

第10条 この規定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規定は、一般社団法人彦根薬剤師会の登記の日から施行する。